

加盟店各位

ヤマトクレジットファイナンス株式会社

クロネコ代金後払いサービス加盟店規約の訂正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「クロネコ代金後払いサービス加盟店規約」の一部に誤りがあることが判明いたしました。

つきましては当該箇所につき訂正いたします。詳細については下記をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

記

旧：訂正前	新：訂正後
<p>第13条（本サービス利用料）</p> <p>1 ②決済手数料：決済手数料（立替払手数料）は、本サービスを利用した個々の取引ごとの商品代金等を当社が加盟店に立替払いを行う金額に対し課金する。具体的には、配完データに基づく商品代金等に対し次項で定める料率を乗じた額とし、<u>1円未満は切り捨て</u>とする。</p>	<p>第13条（本サービス利用料）</p> <p>1 ②決済手数料：決済手数料（立替払手数料）は、本サービスを利用した個々の取引ごとの商品代金等を当社が加盟店に立替払いを行う金額に対し課金する。具体的には、配完データに基づく商品代金等に対し次項で定める料率を乗じた額とする。</p>

※訂正前の上記下線部分を削除いたします。

クロネコ代金後払いサービス サポートデスク

電話：03-5956-7324

営業時間：平日9時～18時（土日祝は除く）

以上